



ストップ!!! 子どもの自転車事故!

暖かくなるにつれ、子ども達の行動範囲も広がります。
その移動手段には、便利で手軽な「自転車」が活躍することに!
三重県内で、小学生の自転車乗用中の交通事故発生状況は…。



春先から夏休みが始まる**7月まで**の間に多く発生しています!!

☆ 小学生の交通事故の特徴 ☆

(三重県内H28年~R2年)

- ・ 交差点での出会い頭事故 75.6%
- ・ 自宅から 500m以内 54.2%
- ・ ヘルメット非着用 51.2%
- ・ 安全不確認 42.9%

(三重県警察本部交通部交通企画課)

「一度止まって」安全確認!

交差点や**見通しの悪いところ**では、信号や横断歩道がなくても、**一度止まり**、歩行者や車が来ていないことを、慣れた道でも、遠くまでしっかり確認をしましょう!



研修センターには、実際の道路のように、信号や交差点がある学習コース(屋外)があります。模擬コースで交通ルールや、マナーについて学んでみませんか。

団体研修の予約をお待ちしております。

「自転車学習コース」



ヘルメットで大切な頭を守ろう!

交通事故や自転車で転倒し**頭部**を強打した場合、命に関わります。

ヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット非着用は、致命的!



非着用時の致死率は、着用時に比べ**約3.3倍**も高くなります!



大切な頭を守るために、
あご紐を締め、必ずヘルメットを着用しましょう!

自転車は「車両」であることを認識し、正しい交通ルールの厳守と交通マナーを心掛け、安全に利用しましょう!

◆「フタはしゃべる」とは…！？ 自転車の点検を忘れずに！

整備不良の自転車に乗っていると、交通違反となるだけでなく、交通事故の原因になる可能性もあります。不具合のない状態で利用することが大切です。そのためには、乗る前の点検と、1年に1回以上プロの整備士による整備を受けましょう。

ブ ブレーキ

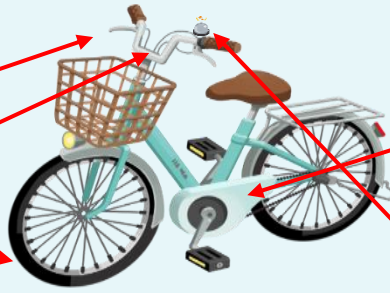
前後ともよくきくか？

は ハンドル

前輪と直角になっているか？

タ タイヤ

空気は入っているか？
すり減っていないか？



しや 車体

車体の不具合はないか？
サドルの高さは適切か？

ベル ベル

きちんと鳴るか？

◆三重県交通安全条例が制定されました。

「交通安全の保持に関する条例」(昭和41年施行)が制定された時代から、大きく様変わりした交通状況に合わせて全面改正されました。主な内容は以下のとおりです。

《 自動車等運転者の責務 》



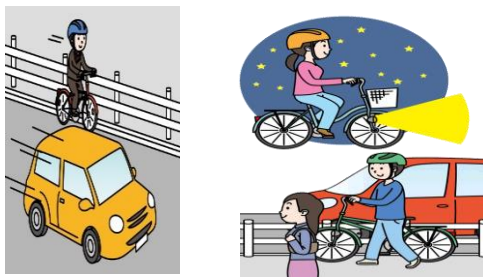
- ・横断歩道は歩行者優先です！
- ・あおり運転、ながら運転はやめましょう。

《 歩行者の責務 》



- ・歩きスマホなど、注意力が散漫となる行為は慎みましょう。

《 自転車運転者の責務 》



- ・自転車は車の仲間だと認識しましょう。
- ・危険を生じさせないために法令を遵守しましょう。

自転車の損害賠償責任保険等への加入



令和3年10月1日から
加入が義務化されます

- 自転車運転者※1
- 保護者※2
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

※1 未成年者を除く

※2 監護する未成年者が自転車を運転する場合

★加入義務を含む詳細は

三重県交通安全条例

検索 

三重県交通安全研修センター

セーフティプラザみえ

◇ 開館時間 午前9:30～午後4:30 ☆ご利用には予約が必要です☆

◇ 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

< 所在地 > 津市垂水2566 三重県運転免許センター4階

< TEL > 059-224-7721 < FAX > 059-224-7641

ホームページ <http://www.safetyplaza-mie.com>

